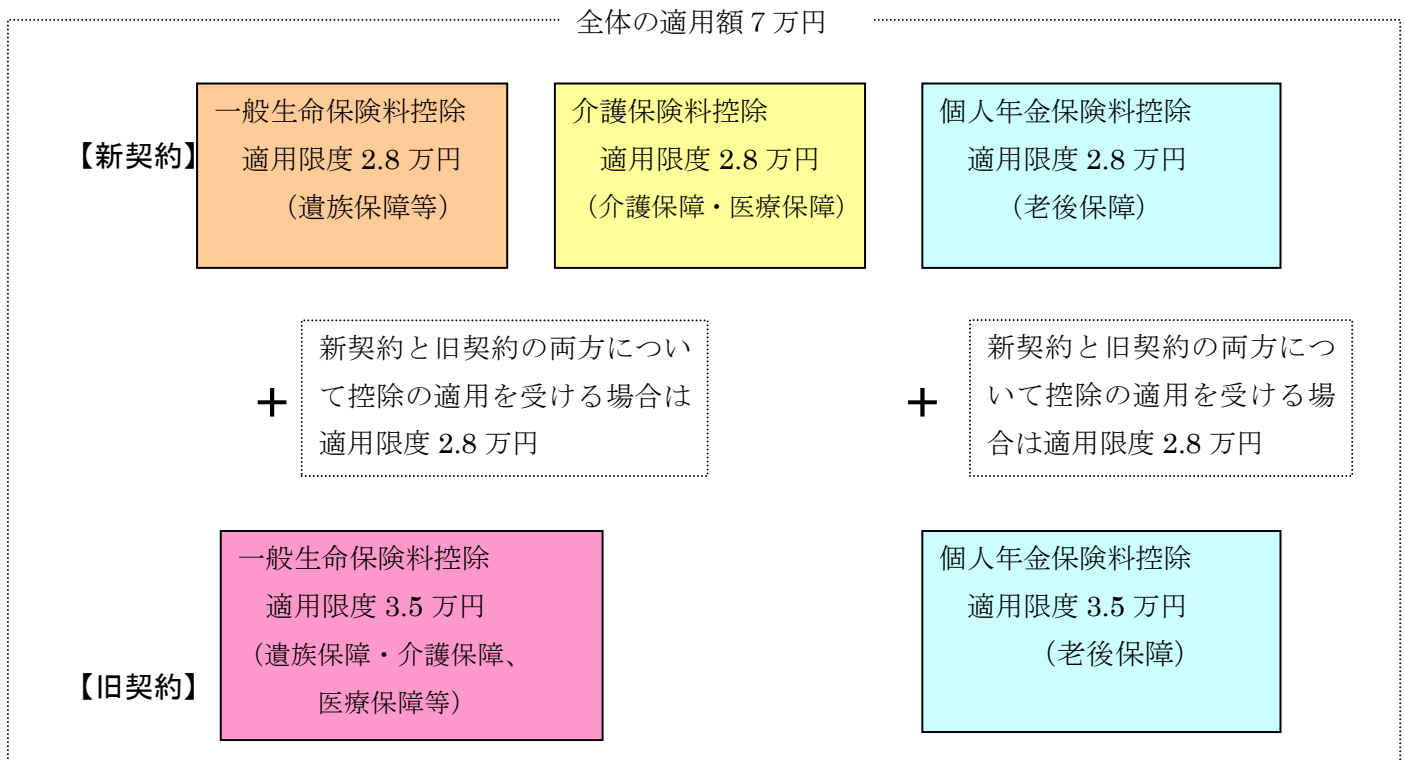


平成25年度から適用される個人住民税の税制改正

生命保険料控除の改正

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約(新契約)については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用されます。

(平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。)



(1) 新契約(平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

(2) 旧契約(平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

(3) 新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料の控除額は、それぞれ合計額(上限 2.8 万円)となります。

リンク

国税庁ホームページ(所得税における生命保険料控除の改正)

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1140.htm>

退職所得に係る住民税の10%を減額する特例措置の廃止

退職手当等に係る分離課税の所得割額から 10%を控除する特例措置が廃止されました。この改正は、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等に適用されます。

【改正前】(退職手当等の金額-退職所得控除額) × 1/2 × 税率 10% = 住民税額 A

A - (A × 10%) = 退職所得に係る住民税

【改正後】(退職手当等の金額-退職所得控除額) × 1/2 × 税率 10% = 住民税額 A

= 退職所得に係る住民税

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (80 万に満たない場合は 80 万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

役員退職手当等に係る退職所得1/2課税の見直し

勤続年数が5年以下の法人役員等に支払われる退職手当等に係る退職所得金額の計算について、退職手当等の金額から退職所得控除を差し引いた残額を 1/2減額する措置が廃止 されました。

- ・ 勤続年数5年以下の法人役員等の場合
(支払金額-退職所得控除額) × 税率
- ・ 上記以外の場合
(支払金額-退職所得控除額) × 1/2 × 税率

法人役員等とは

- ① 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、理事、幹事及び精算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ② 国会議員及び地方団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

リンク

退職金を受け取ったとき(退職所得)

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1420.htm>